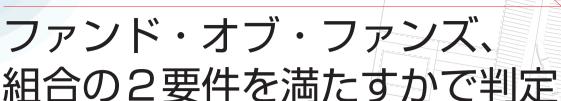
**25**0120-6021-86 見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.htt立ち読みコーナー https://www.lotus21.co.jp/ta

## 改正金融商品実務指針案は内容面の変更なし



企業会計基準委員会 (ASBJ) は、現在、移管指針公開草案第15号 (移管指針第9号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針 (案)」に対して寄せられたコメントについて検討を行っているが、賛同するコメントが多く、内容面での大きな見直しはない方向だ。ただし、公開草案第132 - 2項を中心に取扱いの明確化を求めるコメントが寄せられているため、対応を行うこととしている。いわゆる「ファンド・オブ・ファンズ」(企業が出資している組合が別の組合に出資しているケース)については、保有されている個々の組合等が公開草案第132 - 2項の(1)及び(2)の要件を満たしているか判定し、要件を満たす組合等についてのみ、組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価評価することを明確化する。

## 組合等が別の組合等を保有している場合の取扱いの明確化を求める声

企業会計基準委員会は、現在、移管指針公開草案第15号(移管指針第9号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針(案)」に対して寄せられたコメントについて検討を行っているが、内容面での大きな変更はなく、取扱いの明確化が見直しの中心となる。

今回の公開草案(第132-2項)では、 組合等の構成資産である市場価格のない株式 の時価の信頼性を担保するために、(1)組合 等の運営者は出資された財産の運用を業とし ている者であること、(2)組合等の決算にお いて、組合等の構成資産である市場価格のな い株式について時価をもって評価しているこ との2つの要件を満たす組合等への出資は、 組合等の構成資産に含まれるすべての市場価 格のない株式について時価をもって評価し、 組合等への出資者の会計処理の基礎とすること とができるとしている。この場合、評価差額 の持分相当額は純資産の部に計上することに なる。

この点、公開草案に対しては、組合等が別 の組合等を保有している、いわゆる「ファン ド・オブ・ファンズ」の形態において、当該 別の組合等が市場価格のない株式を保有して いる場合の出資者における会計処理の取り扱 いについて明確にすべきとのコメントが寄せ られている。同委員会では、企業が直接出資 する組合等について公開草案第132-2項 を適用することを選択しており、かつ、組合 等が別の組合を保有している場合、保有され ている個々の組合等が公開草案第132-2項 の前述の(1)及び(2)の要件を満たしている か判定し、要件を満たす組合等についての み、組合等の構成資産に含まれるすべての市 場価格のない株式について時価評価し、その 組合等への出資者の会計処理の基礎とするこ とを明確化するとしている。

要件(1)及び(2)の内容の明確化も行われ